

第3回千葉県自然保育認証制度検討会議 議事概要

- 1 日時 令和5年1月24日(火)午後4時から6時
- 2 会場 千葉県教育会館401会議室
- 3 出席委員 伊藤委員、圓藤委員(代理:千葉県保育協議会 松山副会長 ※ZOOMによる出席)、風間委員、岸本委員、小林委員、皐月委員(宮下主査)、篠原委員、田中委員、富田委員、沼倉委員、渡辺委員

※戸巻委員は所用により欠席
- 4 事務局 健康福祉部子育て支援課、総務部学事課、総合企画部地域づくり課、環境生活部循環型社会推進課、農林水産部森林課
- 5 あいさつ 子育て支援課長
- 6 委員紹介 代理出席の松山委員を紹介
- 7 議題(1)千葉県自然環境保育認証制度実施要綱(案)及び認証団体への支援内容(案)の説明
⇒子育て支援課が資料1、2に基づいて説明
(2)千葉県自然環境保育認証制度の説明
⇒子育て支援課が資料3に基づいて説明
(3)その他

篠原委員

事務局の説明で分からなかったところがあり、資料1のP11に安全確保の講習のいずれかを受講しとあるが、実際に幼稚園の現場にいた際には、重点型及び普及型の要件となっている研修の①～⑦のいずれも受講していなかった。申請したいとしても厳しいのではないか。「今後の進め方」において記載のある安全管理研修を受講することで、代わりとすることができないのか。

また、要綱は今後見直しをしていく予定はあるのか。

事務局

まず安全確保について、内閣府が作成した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の中で、「各施設・事業者においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は、緊急対応の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める」と記載されていることから、緊急・救命スキルの向上を図っていただきたいということで、認証の要件としている。

次に、県の研修に変えられないかということについて、安全管理の幅広い内容を予定しており、緊急・救命に限定して実施するわけではない。そのため、県の研修は、要綱の基準とは別の扱いとなる。

制度の見直しについては、実際に制度を運用していく中で対応しきれない事態が生じた場合には、制度を見直していくことも考えられる。定期的な見直しは、想定していない。

富田委員

講習を受講できる機会は、複数回確保されているのか。

事務局

民間が実施している講習は、頻繁に実施されていると認識している。一方で、消防本部が実施している上級救命講習や日本赤十字社が実施している「幼児安全法支援員養成講習」については、御指摘のとおり回数が限られている。普及型の⑤～⑦については、おおむね回数が多いと認識している。

沼倉委員

県が実施する安全管理研修会への参加は、必須なのか。また、参加人数はどうかになっているのか。

事務局

複数回の参加は必要ないが、1回は参加する必要がある。参加人数については1人で問題ない。

岸本委員

要綱だけを見ると、自然体験活動をしていけばいいという印象を受けてしま

う。実際にスタッフや保護者に制度を見てもらった時に、何を大事にしていきたいのかが分かりづらいといった意見が出てきた。もっと噛みくだいた分かりやすい内容にすることで、広く浸透するようしていく必要があるのではないか。長野県のリーフレットには、制度の趣旨や意義が分かりやすく記載されている。

そこには、「子どもの育ち方が一人一人多様であることを大人が理解し」とあり、まず目の前の子どもへの大人理解が進むこと、さらには、保護者や保育者、地域、県、市町村といった多くの関わりの中で子育てをしていくと記載されている。保育を専門家だけに任せるのではなく、自然保育の良さをたくさんの大人に知ってもらい、みんなで子育てをしていかないかといった投げかけがされている。千葉県の子育てについても、同じように広く伝わっていけばいいと考えている。

次に、「申請者の要件」と「認証基準」の二つの条件を満たすことにハードルを感じる。

また、自然だけがピックアップされており週何時間自然フィールドに出ている、有資格者がいるなど基準を満たしていても、保育者の人間性や関わり方、姿勢など「保育の質」の部分が抜け落ちていってしまうこともあるのではないか。実際に地域に出ていく活動をしていく中で他の園を見かける時があるが、水溜りに入ることを止めていたり、帰るときにどんぐりをその場で捨てさせていたりする。県の認証基準、枠組みの中では引っかかることがなくても、子どものありのままを認める保育、主体的対話的深い学びに繋がる保育にはなっていない部分があると感じる。

子どもを中心にした保育をしていきたいと考えている園や保育者はたくさんいると思うので、こうした方々の考えが広まっていくように交流の機会等が必要である。

また、基準を満たさなくても、良い保育を行っている園があるので、そうした園が段階的に支援を受けられるような体制がこれからできていけばいいと感じている。

小林委員

保育とは様々なことが混ざり合っているものであり、なぜ自然に特化しているのかという意見が幼稚園の先生たちから出ている。友達との繋がり、意欲、達成感といったものを自然は総合して育ててくれるいいものであるというところからこの認証制度が出発していくことで、地元を愛することや身近な自然を大事にするといった部分を育てられる制度にしていけるのではないかと思う。

また、子どもが主体となる保育としていくためには、保護者や先生、園に働きかけていくことも必要である。そのためにも、保育者がみんなで学びあう機会や

議論し合う場を設けることが大事なのではないか。

風間委員

私立幼稚園だと普及型であれば比較的申請がしやすいと感じている。ただ安全確保の講習が4月にあり、6月に受付となっており、その2か月の中で申請をする幼稚園がどこまで対応できるのかは疑問であり、一年目に関しては、難しい面があると思う。保育の質を上げていくために支援をいただけるということは、大変ありがたい。

伊藤委員

いすみ市では他市町村と比べて自然が多く、様々な活動を実施してきたが、改めてこうした制度ができ、補助が受けられるということはありがたいと感じている。

他の委員が多様な保育と言っていたように、自然だけでなく様々な要素を含んだ保育関係の支援を充実していければと考えている。

渡辺委員

安全研修会を3回予定しているが、検討段階の団体も参加することができるのか。

事務局

対象となる。

沼倉委員

重点型で参加を考えているが、地元自治体から森林環境税などを使った支援を受けた場合に、こちらの認証制度の支援を受けられるのか。

事務局

補助対象の経費が、県が創設した自然保育の補助内容と被らなければ問題ないと考えている。いずれにしても、地元自治体と調整していく必要がある。

田中委員

保育の現場では、子ども主体の関わりができていないかと話が持ち上がっているが、まだまだ不十分な現場がある。都市部で保育活動をしているが、その背景には、保護者の理解度がまだ追いついていない現状がある。

保護者からは、公園で拾ったどんぐりを持ち帰ってほしくない、汚れてほしく

ないといった声を聴き、保護者や保育者も学びが必要な状況であると感じる。里山で預けている保護者はそういった面ありきで考えているが、都市部ではまだ保護者や保育所がともにそこまでの認識に至っていない。

今回、こういった認証の制度ができたことから、実績の報告会で好事例を参考にし、保育者が成長し、保護者にも理解してもらうことを少しずつ、年数を重ねながらやっていくことが大事であると考えている。

宮下委員

令和5年4月に制度の周知開始とあるが、県が一律に各園に周知をするのか、もしくは市町村に周知があるのか。市町村では独自で補助を行っている場合もあり、自然保育の内容と被る場合がある。

そのため、あらかじめ知っていれば助かる。運営費の補助があるということだが、支払の方法は精算払ではなく、概算払の方がいいのではないか。経営が厳しい園があることを踏まえると、事前にお金があった方が園の運営がしやすくなると考えられる。

既に方向性が決まっているかもしれないが、いろんな園の意見を聞いた上で、決めてもらえればよいのではないかと思う。

事務局

2月3日に市町村説明会をZOOMで開催予定となっており、その際に制度の説明をする。次に、支払方法については、現段階では精算払を考えているが、園の負担等を考慮し、概算払も検討させていただく。

松山委員

千葉県保育協議会では令和5年度に特別講座として自然保育に取り組み、認証制度設立に向けて幼児期に自然と触れ合うことの重要性に鑑み、研修を開催する予定である。

20代の保育士は幼児期に公園で遊んだ経験が少ないため、専門的に幼児期の子供達と向き合っている講師を呼ぶ予定となっている。

篠原委員

本会議で2点感じたことがある。1点目は、現場の意見としては、先にお金をいただければ大変助かる。先にいただければ、その後の見通しも立てやすくなる。

2点目は、保育の質についてである。講演会が年に2回予定されているが、その中で、自然との関わりで子ども達がこんなにも生き生きとする姿をする、そしてそのためには保育者がこんな関わりをしているのだということが伝わるよう

な講習会にすることで、保育の質が高まっていくのではないかと思います。

制度をきっかけに子ども達の主体性を活かしながら、大人も併せて成長し、保育の質を高めるきっかけにしていく必要がある。

富田委員

子どもの主体性が守られるために、自然を活用し、保育の質を高める起爆剤になっていけばいいと思う。

また、子どもの主体性とは、子どもの権利条約でいう子どもの意見表明権の保証にも繋がるので、こども家庭庁や子ども基本法の発足と絡めていくことで、保育の質を高めるきっかけにしていただきたい。

8 事務連絡

検討会議は今回で終了となるが、今後、制度を進めていく中で意見をいただくことがあるかもしれない。その際には、忌憚のない意見をいただきたい。